

2021.06.01

ESG リスクトピックス <2021 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

SASB、77 業種分類ごとに気候変動関連リスクについて分析した報告書を公表

SASB（サステナビリティ会計基準審議会）は 4 月 12 日、投資家の気候関連リスク・機会の管理を支援するため、気候関連財務情報開示に関する現状分析をまとめた報告書「Climate Risk Technical Bulletin」の 2021 年版を発表した。同報告書は、SASB の 77 業種分類ごとに気候関連リスクの重要性や財務影響の表れ方について整理しているほか、現状の情報開示状況についても分析している。業種ごとの分析の結果、77 業種中 68 と大半の業種において気候関連リスクが著しい影響をもたらすと結論付け、投資家においては投資先企業のリスク管理に関する働きかけが重要となると指摘している。

（参考情報：2021 年 4 月 12 日付 SASB, Climate Risk – Technical Bulletin HP :

<https://www.sasb.org/knowledge-hub/climate-risk-technical-bulletin/>)

■ 脱炭素 ■

花王が、国内外の購入電力を 100%再エネ化する目標年の早期化を発表

花王株式会社は 4 月 15 日、同社の ESG 戦略の重要取組テーマの一つである「脱炭素」を加速するため、全ての購入電力を再生可能エネルギー化する目標年の早期化を発表した。これまで、日本で 2025 年、グローバルで 2030 年の目標年が設定されていたところ、今回の変更によって日本で 2023 年、グローバルで 2025 年へと目標年が早まった。

（参考情報：2021 年 4 月 15 日付 花王 HP : <https://www.kao.com/jp/corporate/news/sustainability/2021/20210415-001/>)

Social—社会—

■ 人権 ■

イケア、国連児童労働撤廃国際年に合わせ、サプライチェーンで「子ども権利」を推進強化

家具量販世界大手のイケアは 4 月 7 日、国連が 2021 年を「児童労働撤廃国際年」と定めたことを支持し、同年中に自社のサプライチェーンにおいて「子どもの権利」を推進・強化するための取組を発表した。サプライヤー向け行動規範「IWAY」を同社の人権デューデリジェンス強化の一環として見直すほか、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」への若者の就労機会の増加、児童労働の排除を目的に国際労働期間（ILO）や関連組織との連携を図る。

（参考情報：2021 年 4 月 7 日付 イケア HP : <https://about.ikea.com/en/newsroom/2021/04/21/ikea-supports-2021-as-the-un-international-year-for-the-elimination-of-child-labour>)

■ 人権 ■

米国務省人権報告書で日本の問題を指摘、技能実習生の就労環境や男女の賃金格差など

米国務省が3月30日に発表した国別の人権報告書2020年版は、日本に関して技能実習生への強制・長時間労働や賃金未払い、男女間の賃金格差や女性へのセクハラ・マタハラ、在日外国人に対するヘイトスピーチなどの問題を指摘した。また、中国・新疆ウイグル自治区での少数民族への弾圧やロシアの反体制派への攻撃などを非難した。今回はバイデン政権発足後初の発表。

(参考情報：2021年4月30日付 米国国務省 HP：

英語版：<https://www.state.gov/reports/2020-country-reports-on-human-rights-practices/>

日本語版：<https://jp.usembassy.gov/ja/human-rights-report-2020-japan-ja/>)

Governance—ガバナンス—

■ BCP ■

内閣府が、事業継続ガイドラインを改定、災害時の従業員等の外出抑制策等を追加

内閣府は4月、事業継続ガイドラインを改定した。東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対する避難対策への強化として、早期判断によるテレワークの実施や会社や店舗などへの待機指示などを盛り込んだ。

(参考情報：2021年4月 内閣府防災情報のページ：http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/sk_04.html

2021年3月31日付 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ：
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>)

■ ESG 投資 ■

PRI、受益者のサステナビリティ選好の把握・投資意思決定への統合に関するアセットオーナー向けガイダンスを公表

国連責任投資原則（PRI）は4月21日、アセットオーナー向けに受益者のサステナビリティ選好の把握及び投資意思決定への統合に関するガイダンスを公表した。昨今、多くの受益者が財務的なリターンのみならず、投資先のサステナビリティ・リターンに対する選好を持つようになってきていると指摘。受益者の選好を把握し投資意思決定に統合するメリットを示したうえで、具体的に取るべきステップを4段階に分けて解説している。受益者の意見を収集するための調査テンプレートもあわせて公表した。

(参考情報：2021年4月21日付 PRI HP：<https://www.unpri.org/news-and-events/principles-for-responsible-investment-releases-guidance-for-asset-owners-on-incorporating-esg-preferences-of-beneficiaries/7530.article>)

全般・その他

■ リスクマネジメント ■

世界経済フォーラムがレポート「テクノロジーの未来：可能性の予測と未来への道標」を発行

世界経済フォーラムは4月5日、「テクノロジーの未来：可能性の予測と未来への道標」と題するレポートを発行した。本レポートは、世界経済、社会、テクノロジーに影響を与える重要なトレンドを示すとともに、企業のリーダー層が未来を予測するための方法を解説したもの。事業を取り巻く環境変化のスピードが加速する昨今において将来の予測を立てることは益々困難となっているが、そのような状況においてもリスクと機会を適切に評価するためのシナリオ作成および未来の技術トレンドを予測するためのデータ分析ツールを提示している。

(参考情報：2021年4月5日付 世界経済フォーラム HP：<https://jp.weforum.org/press/2021/04/jp-futures-report-outlines-top-trends-impacting-global-economy-society-and-technology>)

■ 情報開示 ■

国際会計士連盟の審議会が、多様な形態の非財務情報報告を対象にした保証ガイダンスを公表

国際会計士連盟の独立基準設定審議会である国際監査・保証基準審議会は4月6日、監査法人などが企業の非財務情報報告を保証する際の国際的な基準「国際保証業務基準 3000 (改訂)」を、より広い報告形態に適用する際のガイダンスを公表した。内容に、包括的事項（適切な適性及び能力の適用、職業的専門家としての懐疑心・判断の行使、保証業務の前提条件）と専門的事項（主題情報の作成に用いられるプロセスの検討、証拠の入手、虚偽表示の重要性および保証報告書における有効なコミュニケーション）を含む。

(参考情報：2021年4月6日付 IAASB HP：<https://www.iaasb.org/news-events/2021-04/new-iaasb-guidance-helps-advance-assurance-non-financial-reporting>)

■ 気候変動 ■

経済産業省・金融庁・環境省が「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定

経済産業省は5月7日、金融庁・環境省とともに、トランジション・ファイナンス*を実施する際の手引きとして、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定した。本指針は、トランジション・ファイナンスの普及によって企業の脱炭素に向けた取組を促進することにより、“2050年カーボンニュートラルの実現”と“パリ協定実現への貢献”を果たすことを目的としている。特に、温室効果ガス排出の削減が困難なセクターにおける低炭素化・脱炭素化に向けた研究開発のための資金調達の信頼性を確保させる狙いがある。本指針では、グリーンボンド原則等を公表している ICMA**の「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」を踏まえ、企業が資金調達時に開示すべき要素と開示する際の留意点、望ましい調達プロセス等が示されている。

* 企業の脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス削減の取組を支援することを目的とした金融手法

** 国際資本市場協会：<https://www.icmagroup.org/>

(参考情報：2021年5月7日付 経産省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001.html>)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

○環境省、企業の脱炭素経営の取組促進に資する各種ガイドを公開

(参考情報：2021年4月5日付 環境省 HP <http://www.env.go.jp/press/109464.html>)

環境省は4月5日、企業の脱炭素経営に向けた具体的な行動を後押しすることを目的に、TCFDに沿った情報開示や、SBT、RE100の達成に向けた取組に関する各種ガイドを公開した。

ガイド策定の背景として、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素経営の機運が高まっていることが挙げられている。例えば、企業の気候変動に関する情報開示の枠組みであるTCFD（Taskforce on Climate related Financial Disclosure）への賛同表明をしている日本企業数は、2020年3月31日時点の252社から、2021年3月29日までに106社増えて358社となり、その数は世界1位となっている。その他、SBT（Science Based Targets）* やRE100**といった気候変動に関わる枠組みに参画する企業もここ1年で増加し、世界トップクラスとなっている。こういった枠組みに参画する企業のサプライチェーンを通じて、大企業に限らず中小企業にもその影響が及びつつある。

このような背景の下、今回環境省は下表に示す3つのガイドを策定した。日本企業が脱炭素経営に向けて具体的に行動していく上で、これらのガイドを活用してもらうことが狙い。

ガイドの名前	内容
「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド ver3.0～」	● TCFD提言に沿った情報開示に向け、企業の気候関連リスク・機会に関するシナリオ分析を行う具体的な手順を解説 ● 日本企業のシナリオ分析の実践事例（18社）および、分析を行う際に必要となる各種データ等も掲載
「SBT等の達成に向けたGHG排出削減計画策定計画策定ガイドブック」	● 企業が中長期的視点から全社一丸となって取り組むべく、成長戦略としての排出削減計画の策定に向けた検討の手順、視点、国内外企業の事例、参考データを整理 ● 自社の削減のみならず、サプライヤー等と協力した削減対策を進める方法も掲載
「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」	● 中小企業における中長期の削減計画の策定に向け、中小企業が取り組むメリット、省エネや再エネの活用や削減対策の計画への取りまとめ等の検討手順を整理 ● 中小企業の取組事例（8社）も掲載

* SBT（Science Based Targets）とは、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期における排出削減目標を設定するための枠組み。パリ協定とは、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を、産業革命前と比較して、2℃より充分低く、1.5℃に抑える取組を追求することを目的としている。

** RE100とは、企業が事業活動に必要な電力を100%再生可能エネルギーでまかなうことを目指す枠組み。

Q&A



Question

昨今、人権に関する政府の行動計画策定や国際動向などを背景に、日本国内でも企業に人権尊重の取組強化を求める機運が高まっています。当社でも、人権方針の策定・公表を検討中です。人権方針の策定に際して留意すべき点を教えてください。

Answer

1. 企業にいっそうの人権取組が求められる背景

国連が 2011 年に「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「国連指導原則」）を策定しました。これが、企業活動における人権の保護・尊重についての、現時点で最も代表的な指針といえます。また、日本を除く多くの先進国では、企業にサプライチェーンを含めて強制労働や児童労働などの人権侵害の防止を求める法律が整備されています。

こうした国際社会の動きを受け、国内でも投資家や消費者、NGO などで企業に人権取組の強化を求める機運が高まっています。最近、企業の取組が広がる「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」が基本理念で、人権の尊重は中心的な価値観になっています。一方で、対象企業の環境・社会・企業統治の側面を重視する ESG 投資が拡大しており、人権への取組は、海外の投資家や取引先を中心に意思決定の重要な要素になっています。

このような中、日本政府は 2020 年 10 月、『「ビジネスと人権」に関する行動計画』（以下「政府行動計画」）を公表しました。その中で、企業に対して、規模・業種などを問わず、国連指導原則が企業に求める下記内容を実施するよう「期待」を表明しています。

< 国連指導原則で企業に求められる方針、手続き >

1. 人権方針の策定

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信すること

2. 人権デュー・ディリジェンスの実施

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施すること

3. 救済メカニズムの構築

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力すること

出所：政府行動計画

2. 人権方針の策定状況

上記の「期待」の筆頭に挙がる人権方針は、大手企業を中心に策定・公表が広がっています。経団連会員企業向けのアンケート（2020 年 10 月）によれば、人権方針を策定済みか策定予定が、売上高 5,000 億円以上の企業では 8 割以上的一方、5,000 億円未満の企業では半数以上となっています。

< 人権方針の策定状況 >

	売上高5,000億円以上	売上高5,000億円未満
既に策定している	77%	55%
策定する予定である	5%	1%
策定を検討している	5%	10%
策定を検討していない	2%	23%

出所：日本経済団体連合会 第2回企業行動憲章に関するアンケート調査結果

3. 人権方針の検討・策定の留意点

国連指導原則は、企業が人権方針を策定する際の要件を定めており、企業が人権方針を検討する際に指針として活用できます。日本の外務省が、その要件の内容を、より具体的に分かりやすく解説しているので、より参考になります。

< 国連指導原則上の人権方針の要件 >

1. 企業の経営トップが承認していること
2. 社の内外から専門的な助言を得ていること
3. 従業員、取引先及び、製品やサービス等に直接関与する関係者に対する人権配慮への期待を明記すること
4. 一般公開され、全ての従業員や、取引先、出資者、その他関係者に向けて周知されていること
5. 企業全体の事業方針や手続に反映されていること

出所：外務省 ビジネスと人権に関する指導原則 パンフレット

上記要件を踏まえて、さらに具体的な文言を考える際には、国連グローバルコンパクトの日本国内の推進組織グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの「ビジネスと人権－日本企業の挑戦－」が参考になります。企業の実例を交えて人権方針に含まれる代表的な要素をまとめています。

< 人権方針の要素例 >

人権方針を構成する要素	人権方針の内容
人権尊重へのコミットメント	企業がどのように人権を捉えているか
社内規程における人権方針の位置づけ	人権方針と他の企業内基準・方針・理念との間に序列はあるか
尊重する人権	国際的な人権基準として、国際人権章典への言及
人権デュー・ディリジェンスの実施	企業のPDCAサイクルの中で人権方針がどのように施行されるか 人権方針が適用される人々に対してどのような教育・訓練が提供されるか
人権方針の適用範囲	ビジネスパートナーやサプライチェーンに対しても人権尊重を期待するか
現地法の遵守と現地法が脆弱または矛盾する場合の対応	現地法と人権基準の間に矛盾が発生した場合、企業はどのように対処するか
ステークホルダーとの関係	ステークホルダーへの関与に対するコミットメント
苦情処理（救済措置）	人権侵害、もしくは侵害の疑いがある事象が発生した場合の報告方法
固有の人権リスクへの対応	企業や業界に特に関連していると認識した主な人権問題

出所：GCNJ, EYJapan ビジネスと人権－日本企業の挑戦－

<https://www.ungcnj.org/activities/topics/detail.php?id=185>

4. おわりに

今回は人権方針の策定を中心に解説しましたが、このほかサプライチェーンを含めた人権デューデリジェンスの実施や人権侵害の相談対応体制の整備などの取組も求められます。人権方針で示したそれらの取組を着実に実施し、結果や成果を社内外に開示することも併せて実施を検討してください。

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
シニアマネジャー・上席コンサルタント 井上 知己

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021